

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

所有者不明土地の増加に伴い、公共事業の推進等の様々な場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえて、所有者不明土地の利用の円滑化を図るための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が、3月9日に閣議決定されました。

法律案の概要は、以下のとおりです。

(1) 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

- ・ 公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）
- ・ 地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

(2) 所有者の探索を合理化する仕組み

- ・ 土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設
- ・ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

(3) 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

- ・ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設



(司法書士 小司隆信)



司法書士法人たなか事務所

〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

